



2026年2月20日

各位

会社名 株式会社マーキュリー
代表者名 代表取締役社長 陣 隆浩
(コード番号：5025 東証グロス)
問合せ先 執行役員総務人事部長 猪俣 秀徳
(TEL：03-5339-0950)

**譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分の払込完了及び一部失権並びに
新株予約権の放棄による消滅及び特別利益計上に関するお知らせ**

当社は、2025年12月16日開催の取締役会において決議しました、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関し、本日払込手続きが完了しましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、一部失権により当初予定しておりました処分する株式の数等に変更がありましたのであわせてお知らせいたします。

また、当社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行した第5回、第6回、第8回、第10回、第11回新株予約権の一部について、放棄の申し出がなされたため、当該新株予約権は下記のとおり消滅し、特別利益を計上いたしますのでお知らせいたします。

本件の詳細については、2025年12月16日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 自己株式の処分の概要

(1)	払込期日	2026年2月20日
(2)	処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 79,500株
(3)	処分価額	1株当たり 657円
(4)	処分価額の総額	52,231,500円
(5)	処分先及びその人数並びに 割当てる株式の数	執行役員 4名 13,600株 従業員 42名 65,900株

2. 自己株式の処分の概要の変更内容（変更箇所には下線を付しております）

		変更後	変更前
(1)	払込期日	2026年2月20日	2026年2月20日
(2)	処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 <u>79,500株</u>	当社普通株式 <u>80,500株</u>
(3)	処分価額	1株当たり 657円	1株当たり 657円

(4)	処分価額の総額	52,231,500 円	52,888,500 円
(5)	処分先及びその人数並びに割当てる株式の数	執行役員 4名 13,600 株 従業員 42名 65,900 株	執行役員 4名 13,600 株 従業員 44名 66,900 株

3. 変更の理由

処分する株式の数等の予定と実績との差は、自己株式の処分を決定した時点において対象者であった者のうち、要件を充足しなくなった 2 名が失権したことによるものです。

4. 消滅する新株予約権の概要

① 第 5 回新株予約権

取締役会決議日	2018 年 12 月 20 日
新株予約権の付与対象者	当社取締役及び従業員
発行した新株予約権の個数	843 個 (84,300 株)
新株予約権の行使価額	1 株当たり 450 円
新株予約権の行使期間	自 2020 年 12 月 21 日 至 2028 年 12 月 20 日
残存する新株予約権の個数	283 個 (28,300 株)
消滅する新株予約権の個数	560 個 (56,000 株)

② 第 6 回新株予約権

取締役会決議日	2019 年 2 月 25 日
新株予約権の付与対象者	当社取締役及び従業員
発行した新株予約権の個数	4 個 (400 株)
新株予約権の行使価額	1 株当たり 450 円
新株予約権の行使期間	自 2021 年 2 月 26 日 至 2029 年 2 月 25 日
残存する新株予約権の個数	0 個 (0 株)
消滅する新株予約権の個数	4 個 (400 株)

③ 第 8 回新株予約権

取締役会決議日	2021 年 1 月 29 日
新株予約権の付与対象者	当社取締役及び従業員
発行した新株予約権の個数	95 個 (9,500 株)
新株予約権の行使価額	1 株当たり 750 円

新株予約権の行使期間	自 2023年1月30日 至 2031年1月29日
残存する新株予約権の個数	61個 (6,100株)
消滅する新株予約権の個数	34個 (3,400株)

④ 第10回新株予約権

取締役会決議日	2021年6月30日
新株予約権の付与対象者	当社従業員
発行した新株予約権の個数	6個 (600株)
新株予約権の行使価額	1株当たり760円
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2031年6月30日
残存する新株予約権の個数	0個 (0株)
消滅する新株予約権の個数	6個 (600株)

⑤ 第11回新株予約権

取締役会決議日	2023年6月14日
新株予約権の付与対象者	当社取締役及び従業員
発行した新株予約権の個数	207個 (20,700株)
新株予約権の行使価額	1株当たり808円
新株予約権の行使期間	自 2025年7月1日 至 2033年5月31日
残存する新株予約権の個数	35個 (3,500株)
消滅する新株予約権の個数	172個 (17,200株)

5. 消滅の理由

2026年12月16日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」にありますように、譲渡制限付株式報酬の支給につきまして、第5回、第6回、第8回、第10回、第11回新株予約権の割当に関する契約を締結している場合には、当該新株予約権のうち未行使の新株予約権を放棄する旨をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することが条件になっており、当該新株予約権の割当対象者から放棄の申し出がなされたため、放棄の申し出を受けた当該新株予約権が消滅するものであります。

6. 新株予約権の消滅日

2026年2月20日

7. 今後の見通し

本新株予約権の消滅により、2026 年 2 月期通期決算において新株予約権戻入益 6,942 千円を特別利益として計上いたします。

今後、他の要素も含めて、開示すべき事項が生じた場合は速やかに開示いたします。

以 上